

監査の結果

1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

2 監査の対象部課等

社会教育部：厚木北公民館、玉川公民館、愛甲公民館、文化財保護課

3 監査対象期間

令和2年4月1日から令和2年12月31日まで

4 監査の実施内容

次に掲げる財務に関する事務を主に、事務が法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、抽出により書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 契約に関する事務
- (3) 補助金に関する事務
- (4) 旅費に関する事務
- (5) 備品の保管状況に関する事務
- (6) 金券類の保管状況に関する事務

5 監査の結果

監査の対象となった事務については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意すべき事項については、口頭により指導した。